

出版ネッツ
寄り合い

4月から消費税率が8%に上がりました。フリーランスは、報酬に消費税を上乗せせずに請求している人も多いのではないのでしょうか。しかし、諸経費には消費税がかかるとなると、報酬は実質値下げになっています。

一方、政府は「消費税転嫁対策特別措置法」を施行。発注者による消費税の転嫁拒否等の行為を禁止しています。私たち個人事業主も、この法律で守られる対象です。

フリーランスの生活防衛のためにも、消費税を上乗せしたい。そのために、消費税や「消費税転嫁対策特別措置法」、消費税と源泉徴収、確定申告の関係について勉強をすべく、寄り合いを開催します。

知っておきたい

フリーランスの消費税・源泉徴収

日時

10月16日(木)
18:30~20:30

場所

文京シビックセンター
4階会議室A

(東京メトロ南北線・丸ノ内線後楽園駅、都営大江戸線春日駅)

主催

出版ネッツ関東支部

参加費

ネッツ組合員：無料
組合員以外：500円

講師

荒井貴弘さん(税理士)

連絡先

出版ネッツ関東支部
kantou@union-nets.org
090-4759-1440 (小林拓矢)